

あきる野市こども計画策定・推進委員会専門部会設置要領

(設置)

第1条 あきる野市こども計画策定・推進委員会設置要綱（令和6年あきる野市通達第17号）第10条の規定に基づき、あきる野市こども計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）において、専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) アンケート調査に関すること。
- (2) こども計画に基づく施策に関すること。
- (3) その他こども計画の策定に関連して検討を要すること。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 青少年に関する部会
- (2) 支援が必要なこどもに関する部会

(専門部会の構成)

第4条 専門部会の委員は、委員会に属する委員から委員会の委員長が指名する。

2 専門部会に部会長を置く。なお、部会長は、委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

3 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長をもって充てる。

3 専門部会は、専門部会の委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、部会長が必要と認めるときは、この限りではない。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員会への報告)

第7条 部会長は、部会の検討事項を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、こども家庭部こども政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。